

5 計画の施策

基本方針 1 環境教育の推進

本市の現状と課題

保育園、小・中学校において、ISO14001のマネージメントシステムの中で、ごみの発生抑制やリサイクルについて同時に環境教育が進んでいます。

本市では、子どもから高齢者までを対象に、ごみやリサイクル、環境を学ぶ場の提供として出前講座の開催や、リサイクル施設等を見て学ぶ施設見学を実施していますが、今後も継続し環境教育を推進しながら、実践し行動する市民を増やしていく必要があります。また、自主的にリユースやリサイクルに取り組む市民や団体等を育成していく取り組みが必要です。

取り組みの方針

■学ぶことで市民一人ひとりがごみ減量意識の向上

環境に関する知識や見識は、資源循環型社会の構築や、ごみの適正処理の基礎となるものです。各世代における環境教育の推進を掲げ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、継続的な環境教育を推進します。

■「知っている」から「している」へ

環境教育を推進する中で、学んだ成果を実践に生かし、地域のリーダーとなる人材が育つよう、「知っている」から「している」ことに取り組めるような支援をします。

具体的施策の展開

環境に配慮し行動する市民の育成

施策	取組	取組内容
施策1 環境教育・学習の充実	取組1	保育園、幼稚園、小・中学校へ出前講座の実施
	取組2	「見て学ぶ」ごみ処理施設見学等の実施

取組1 保育園、幼稚園、小・中学校へ出前講座の実施

- ・次代を担う子どもたちを対象とした、ごみ問題やリサイクルについて職員が出向いて説明を行う出前講座を実施します。

取組2 「見て学ぶ」ごみ処理施設見学等の実施

- ・松本クリーンセンターや最終処分場、県内外リサイクル施設の見学を実施します。

施策	取組	取組内容
施策2 行動する市民の育成	取組3	3R推進講座の実施
	取組4	各世代における出前講座の実施
	取組5	環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進

取組3 3R推進講座の実施

- ・市民を対象としたリユース・リサイクルに関わる実践講座や、リデュースを意識したエコクッキング講座などを充実させ、「知っている」から「している」へ意識を転換し、さらに、講座の受講者等が、地域のリーダーとなって「している」市民や団体が育つよう支援をしていきます。

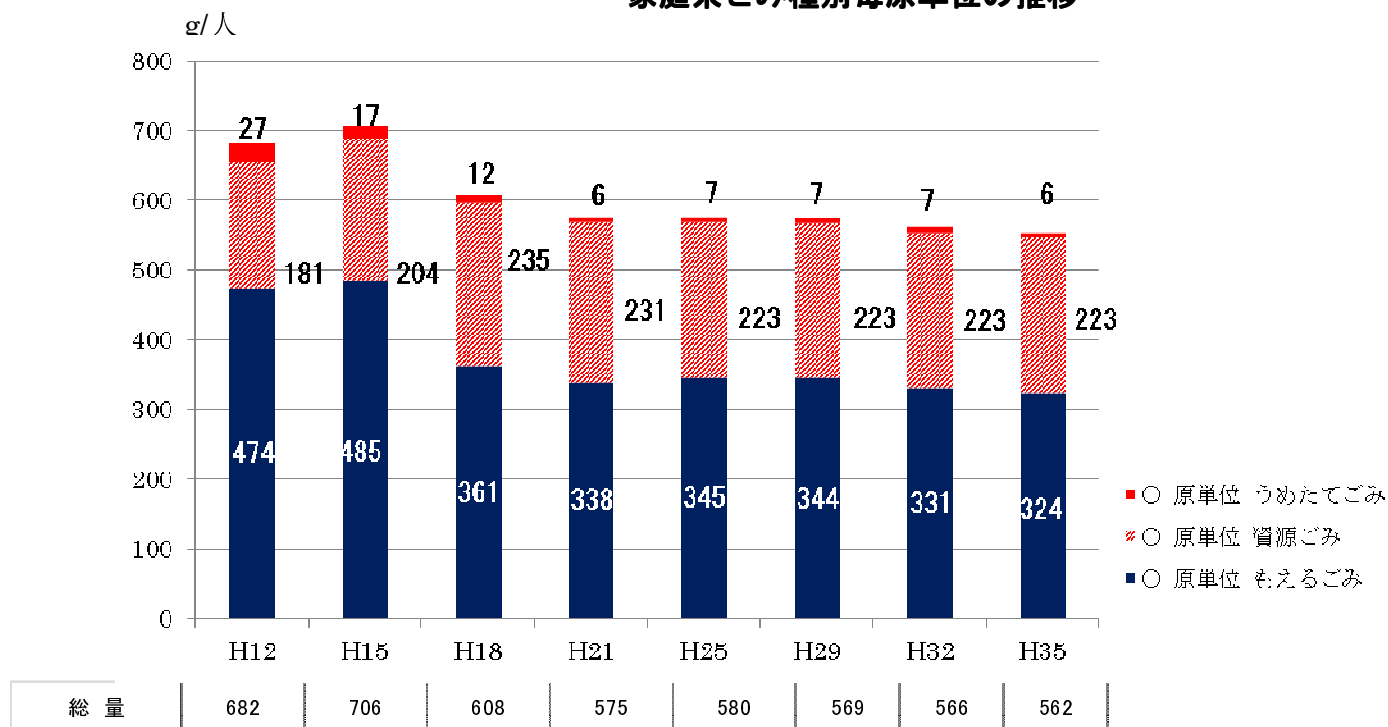
取組4 各世代における出前講座の実施

- ・ごみの分別やリサイクルの啓発について理解を深めるため、小学校や衛生協議会等の依頼に応じ職員が出向いて説明を行う出前講座を実施してきました。今後も、わかりやすい説明に心がけ出前講座を実施していきます。保育園・学校から地区・団体などの依頼に応じていくことにより、子どもから高齢者まで各世代における環境教育の推進と支援に取り組んでいきます。

取組5 環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進

- ・ごみの減量、省エネルギー意識の定着のため、実践活動となる環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進をします。

家庭系ごみ種別毎原単位の推移



※平成17年10月の有料化以降、市民・事業者の皆さんによる分別の徹底等により、もえるごみ、うめたてごみの減量化が進んでいます。

基本方針 2 協働による資源循環型社会の構築

本市の現状と課題

家庭系ごみ（もえるごみ、うめたてごみ）の有料化と、プラスチック製容器包装、小型家電製品等の資源化に伴い、もえるごみの排出量は減少しましたが、ごみの共同処理後は、一時的に微増したものの、現在は微減となっています。また、うめたてごみは減少の傾向にあり、市民の分別、資源化、減量意識は定着してきていますが、更に資源化可能なごみ種の検討が必要となっています。

事業系もえるごみは、家庭系に比べ減少していない状況です。ごみ展開検査から、分別すれば資源物となる古紙類や金属類の混入が見られ、この状況を踏まえ、集合住宅や事業者の適正な分別を促すとともに、大型量販店での調理残渣や売れ残りなど多量の生ごみについて、資源化が進められることが必要です。

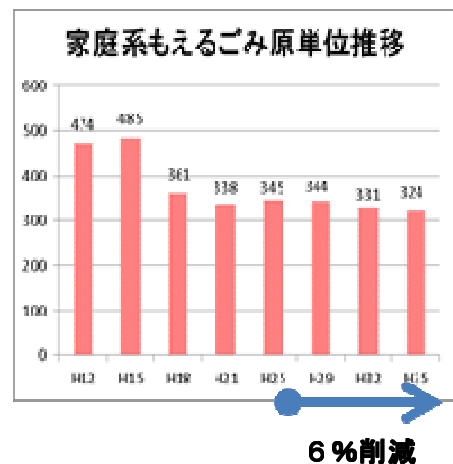
プラスチック製容器包装や古紙類、金属類、小型家電製品類、びん類、剪定木などをもえるごみやうめたてごみから分別し資源化する分別収集を進めてきましたが、近年、情報の電子化等により新聞・雑誌類が減少しています。

もえるごみやうめたてごみを減らし、資源化率の向上を図り、最終処分場の埋立量を減らすことが必要です。

取り組みの方針

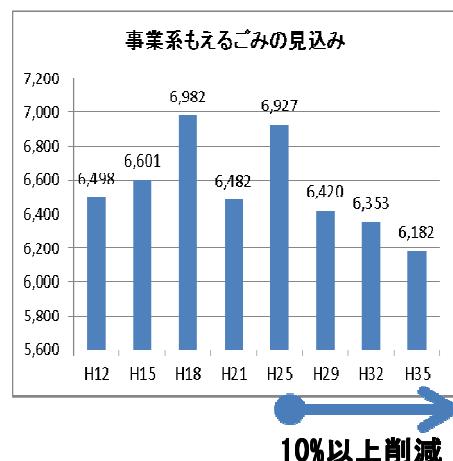
■家庭系ごみ減量化推進

家庭系もえるごみの量は、基準年度の平成25年度（2013年度）の1人1日あたりの排出量として、345g/人・日を、目標年度の平成35年度（2023年度）の1人1日あたりの排出量として、324g/人・日を目標とし、6%以上の削減を目指します。



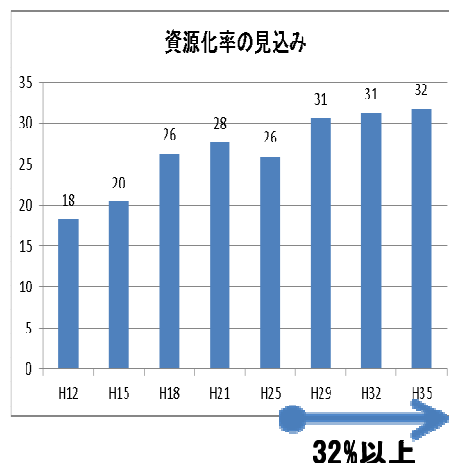
■事業系ごみ減量化促進

事業系もえるごみの量は、基準年度平成25年度（2013年度）の年間排出量として、6,927トン、目標年度の平成35年（2023年度）の年間排出量として、6,182トンを目指し、10%以上の削減を目指します。



■資源化率の向上

基準年度平成25年度（2013年度）の資源化率26%を、目標年度平成35年度（2023年度）の資源化率32%以上を目指します。



具体的施策の展開

家庭系ごみの減量・資源化の推進

施策	取組	取組内容
施策3 家庭系ごみの発生抑制対策の推進	取組6	わかりやすい分別方法等の情報発信
	取組7	家庭系生ごみ減量化の推進
	取組8	家庭系ごみ手数料の検証
	取組9	3Rの推進
	取組10	3ない運動の推進

取組6 わかりやすい分別方法等の情報発信

- ・ごみの分別方法や排出ルールについては、最新の情報を入れながら、わかりやすく継続的に情報提供をしていく必要があります。「環きょうニュース」や地区説明会、市HP等様々な媒体を利用して情報提供を継続してまいります。

取組7 家庭系生ごみ減量化の推進

- ・もえるごみの減量化を図るため、生ごみの減量化を推進する必要があります。生ごみ処理機器の購入支援、ダンボールコンポスターの普及拡大のためマニュアル配付、家庭における食べ残しをしない運動、生ごみの水切り運動、エコクッキングによる生ごみ発生抑制等を推進してまいります。

取組8 家庭系ごみ手数料の検証

- ・ごみ処理有料化から10年目を迎え、手数料の金額設定等について検証します。

取組9 3Rの推進

- ・古着・おもちゃ・廃食器等のリユース・リサイクルに取り組むことで、もえるごみやうめたてごみの削減対策をすすめます。

取組10 3ない運動の推進

- ・もったいない・食べ残しをしない・レジ袋をもらわない運動（3ない運動）を推進します。

事業系ごみの減量・資源化の推進

施策	取組	取組内容
施策4 事業系ごみの発生抑制対策の推進	取組11	事業系ごみ排出者への情報提供・啓発
	取組12	資源物拠点回収の実施
	取組13	事業所における生ごみの資源化促進
	取組14	事業系ごみの適正な分別指導

取組11 事業系ごみ排出者への情報提供・啓発

- ・食品小売業（スーパー・コンビニ等）に対し、食品リサイクル法による発生抑制目標の周知してまいります。

取組12 資源物拠点回収の実施

- ・集合住宅等に居住している市民が資源物を出しやすい環境を整えるため、古着・古紙類の回収拠点の実施をすすめます。

取組13 事業所における生ごみの資源化促進

- ・大型量販店等の生ごみ資源化促進策を検討し実践してまいります。
- ・小規模排出事業者の生ごみ共同資源化策を検討し実践してまいります。
- ・生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内有効活用を推進します。

取組14 事業系ごみの適正な分別指導

- ・分別に取り組みしていない排出事業所や、集合住宅等の大家等に対する訪問指導等を実施してまいります。

循環型社会に向けた再使用・再生利用の推進

施策	取組	取組内容
施策5 循環型社会に向けた情報発信と地域連携	取組15	情報提供と地区説明会の充実

取組15 情報提供と地区説明会の充実

- ・「環きょうニュース」等による環境情報の発信をしていきます。
- ・市衛生協議会や自治会等と連携した地区説明会を実施します。

施策	取組	取組内容
施策6 再使用・再生利用の促進	取組16	地域、学校などによる資源物回収の支援
	取組17	リユース、リサイクルを進める場の提供
	取組18	ごみ減量・資源化への取り組みが評価される仕組みづくり
	取組19	給食残渣の資源化促進と堆肥の利活用
	取組20	生ごみのバイオマスエネルギーとしての活用研究
	取組21	焼却灰の再生利用推進

取組 16 地域、学校などによる資源物回収の支援

- ・地域のごみステーションに回収された資源物や小・中学校が行う資源物回収に対し支援を行います。

取組 17 リユース・リサイクルを進める場の提供

- ・集合住宅等に居住している市民が、資源物を出しやすい環境を整えるため、古着・古紙類の回収拠点を実施してまいります。

取組 18 ごみ減量・資源化への取り組みが評価される仕組みづくり

- ・ごみ減量・資源化に努力する市民や団体を評価する仕組みづくり（マイレージやエコポイント・表彰など）をすすめます。

取組 19 給食残渣の資源化推進と堆肥の利活用

- ・引き続き、給食残渣の堆肥化に取り組み、出来た堆肥の消費還元として、小・中学校や地域花壇等への利活用をすすめます。

取組 20 生ごみのバイオマスエネルギーとしての活用研究


- ・生ごみの発酵等によるメタンガス再生などエネルギーとしての活用を研究します。

取組 21 焼却灰の再生利用を推進

- ・焼却灰の一部を民間処理業者により再生利用し、資源化率の向上と最終処分場の長寿命化をすすめます。

■ 焼却灰の資源化による最終処分場残容量の見込み

最終処分場の埋立量、残容量は次のとおりです。平成26年度（2014年度）から焼却灰の資源化を始めました。松本クリーンセンターからの焼却灰の2/3を資源化した場合で、計画終了の平成35年度（2023年度）までで埋立容量の61.8%埋立が完了し、地元との協定期間平成45年度（2033年度）までは埋立可能です。

	H25	H26	H27	H29	H32	H35		H45
資源化重量 トン	0	900	884	865	835	802	~	732
埋立重量 トン	2,346	1,404	1,368	1,323	1,272	1,216		1,115
埋立容量 m ³	2,177	1,303	1,270	1,228	1,180	1,128		1,035
残容量 m ³	28,418	27,115	25,845	23,368	19,752	16,314		5,590
計画第3期末で61.8%埋立完了 								

基本方針 3 安全で安心な廃棄物適正処理の推進

本市の現状と課題

うめたてごみの破碎処理やプラスチック製容器包装の梱包資源化施設等が、民間活力により施設が整備されています。

また、もえるごみの処理は、2市2村による松塩地区広域施設組合において共同処理が実現し、環境への負荷が低減されるとともに、焼却熱の利用による安定したエネルギーの創出ができています。また、管理型最終処分場が整備されています。

収集運搬、中間処理（焼却・破碎・梱包等）、最終処分それぞれの処理施設は整っていますが、処理施設の整備には概ね10年にわたる準備、計画、建設の期間が必要となります。効率性を考え、安定・継続的な処理が行えるよう、長期的視野に立ったごみ処理体制の確立のため、前段からの対応が必要です。

取り組みの方針

■適正な収集運搬体制の構築

効率的な分別区分と収集運搬体制をつくります。

■民間と連携した処理体制の構築

収集運搬・中間処理・最終処分の各処理過程において、民間施設を活用した処理体制をつくります。

■松塩地区広域施設組合による共同処理の推進

もえるごみの共同処理を行っている松塩地区広域施設組合の安定的な運営を目指します。

具体的施策の展開

適 正 な 廃 棄 物 処 理 の 推 進

施策	取組	取組内容
施策7 適正な収集運搬処理体制の構築	取組22	効率的な分別区分と収集方法の検討
	取組23	高齢者等に対する収集体制の充実
	取組24	一般廃棄物収集運搬業及び書分業の適正な許可及び指導

取組22 効率的な分別区分と収集方法の検討

- ・家庭ごみ収集区分の見直しを検討し、効率的な収集計画及び適正な収集運搬費の検討します。

取組23 高齢者等に対する収集体制の充実

- ・高齢者社会への対応として、民間収集運搬業者の協力による「さわやかさん収集」「粗大ごみクリーンサポート事業」など個別収集制度を周知PRし、充実に図ります。

取組 2 4 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の適正な許可及び指導

- ・一般廃棄物収集運搬業（保管施設を含む。）、及び廃棄物中間処理施設、最終処分施設等の処分業許可業者の適正な許可と指導をまいります。

施 策	取 組	取組内容
施策 8 民間と連携した処理体制の確立	取組 2 5	民間施設を活用した廃棄物、資源物の処理及び適正運用

取組 2 5 民間施設を活用した廃棄物、資源物の処理及び適正運用

- ・市外の民間業者において処理する場合の、法に基づく関係市町村との協議と安全性の確認をまいります。
- ・市内の民間業者による、効率性の高い廃棄物適正処理を運用まいります。

■ 現時点での民間施設利用廃棄物の種類

資 源 化 施 設	プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル・古紙類・缶・金属類 剪定木・廃食用油・廃乾電池・廃蛍光管・小型家電製品・生ごみ
中 間 処 理 施 設	うめたてごみ

施 策	取 組	取組内容
施策 9 中継施設、最終処分場の適正管理	取組 2 6	塩尻クリーンセンターの中継施設としての整備
	取組 2 7	新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用

取組 2 6 塩尻クリーンセンターの中継施設としての整備

- ・松塩地区広域施設組合による、廃止焼却施設の解体撤去と塩尻市及び朝日村住民のごみ搬入施設となる中継施設（塩尻クリーンセンター）の建設に伴い、周辺住民との調整をまいります。

■ 総事業費（予定）約 360,000 千円 → 財源：国交付金(1/3)、起債、積立基金

取組 2 7 新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用

- ・松塩地区広域施設組合と連携した、安心される新最終処分場の適正管理と地元調整をまいります。
- ・松本クリーンセンターから発生する焼却灰の再生利用を推進し最終処分場の長寿命化をはかります。
- ・旧最終処分場跡地の有効利用と周辺地下水調査を実施します。

■ 旧最終処分場跡地を太陽光発電事業に貸付

貸付料 1,920,000 円（年額）

事業期間 平成 27（2015）年 1 月 1 日～平成 48（2036）年 4 月 30 日

施 策	取 組	取組内容
施策 10 松塩地区広域施設組合のごみ共同処理体制の推進	取組 2 8	ごみ共同処理の安定した運営

取組 2 8 ごみ共同処理の安定した運営

- ・松塩地区広域施設組合構成市村との連携をはかりながら、共同処理の安定した運営を目指します。

施策	取組	取組内容
施策 1 1 取扱困難、多量廃棄物の 適正処理	取組 2 9	在宅医療廃棄物の適正処理
	取組 3 0	災害（風水害・地震等）廃棄物処理の検討

取組 2 9 在宅医療廃棄物の適正処理

- ・在宅医療で使用される注射針等、医療関係機関と連携して適正処理を推進します。

取組 3 0 災害（風水害・地震等）廃棄物処理の検討

- ・国の災害廃棄物対策指針に基づき、松塩地区広域施設組合構成市村関係部署と連携した計画の策定をすすめます。

■施設整備等に関わるスケジュール（予定）

施設整備等に関わるスケジュールは次のとおりです。

このスケジュールはあくまで予定であり、施設を管理、保有する松塩地区広域施設組合や、民間業者との調整により、変更されることがあります。

区 分	年 度		第 1 期		第 2 期			第 3 期			新基本計画 →								
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	～	40	41	42	43	44	45	
中継施設	解体仕様書作成・地元調整	→																	
	廃止焼却施設解体撤去		→																
	中継施設(サテライトセンター)実施設計・地元調整		→																
	サテライトセンター建設			→															
	塩尻クリーンCの維持運営	→ 地元合意期間																	
焼却施設	焼却施設改良工事	→																	
	松本クリーンCの維持運営	→ 地元合意期間																	
	次期焼却施設の建設検討(想定)					●	→												
最終処分場	焼却灰の再資源化	→ 地元合意期間																	
	新最終処分場の維持管理	→																	
	最終処分場確保の検討(想定)																		
民間委託施設	うめたてごみ資源化破碎施設																		
	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設	→ 建設後15年目																	
	上記施設の老朽度把握と継続契約の検討					●	→												

6 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画は、計画の策定（P l a n）、施策の実行（D o）、評価（C h e c k）、見直し（A c t）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。

① 計画の策定（P l a n）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定・改定を行います。

② 施策の実行（D o）

本計画に従い、適切な廃棄物の収集、運搬、処分を進めます。

③ 評価（C h e c k）

毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価を行います。点検・評価の結果は、市広報やホームページなどで公表します。

④ 見直し（A c t）

毎年の評価を踏まえ、計画の最終年である平成35年度に、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定を行います。

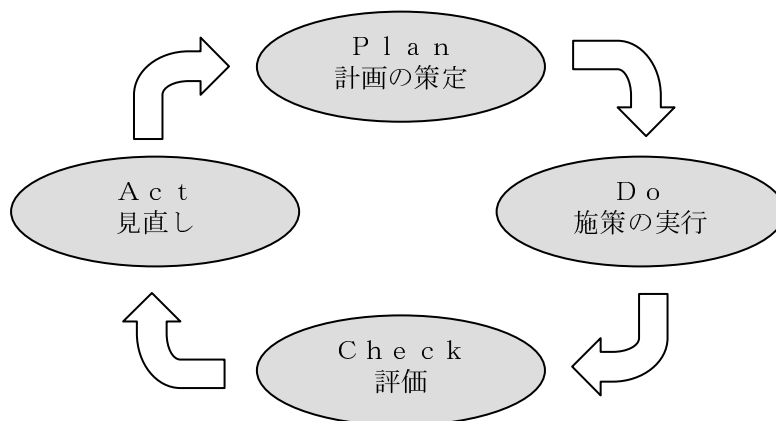


図2-4-1 PDCAサイクルによる進行管理

(2) 推進体制

本計画で示した各種の取組については、市民、事業者、市の各主体が連携してすすめる必要があります。本計画の進行管理についても、環境審議会に対し、取組状況等の報告を行い、環境審議会は取り組みに対する提言を行います。

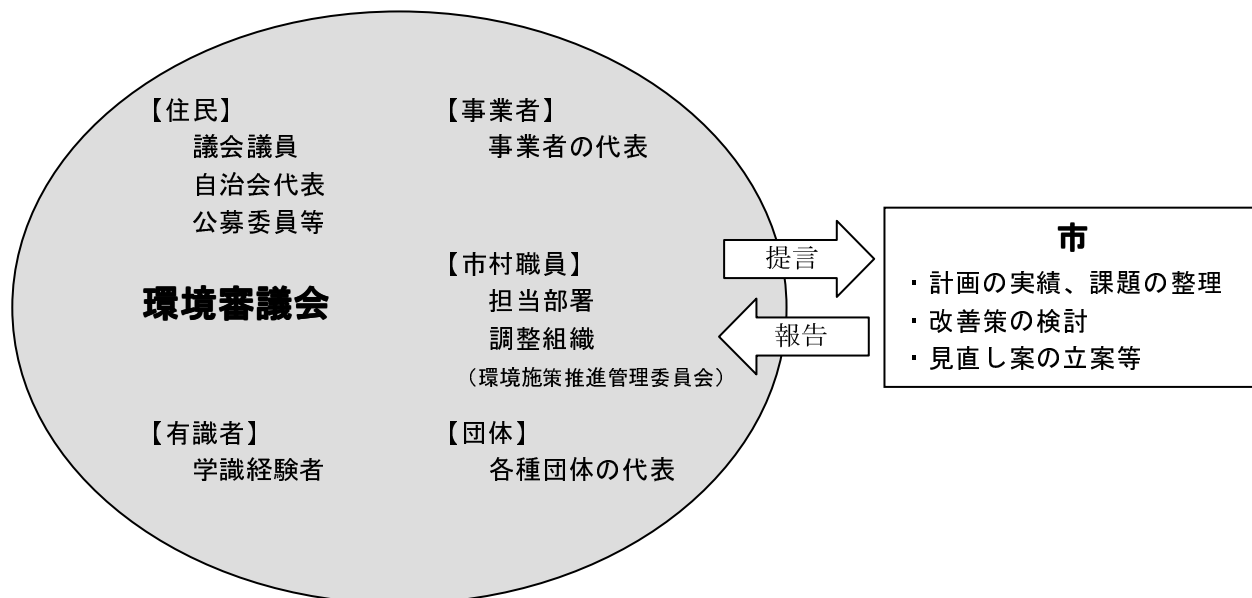


図 2-4-2 計画の推進体制

参考資料

資料 1 ごみ処理の実績と将来推計

資料 2 用語等解説

塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月 平成27年3月

編集・発行 塩尻市

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3-3

市民環境事業部生活環境課

電話（0263）52-0280